

# 平成 28 年度第 2 回諸塚村農業委員会総会 議事録

開催日時:平成 28 年 10 月 25 日(火) 16 時 00 分～17 時 00 分
会 場:諸塚村役場第2・3会議室
出 席:委 員:甲斐会長以下、8 名出席
事務局:事務局長、書記

## 議事日程

- 第1 会長あいさつ
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定にもとづく申請について
- 第5 協議・報告

## 1 開会

書記	時間となりましたので、開会してよろしいでしょうか。
会長	では、開会しましょう。
書記	それでは第 2 回の総会を開会します。

## 2 会長あいさつ・議事

会長	出席委員は、8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日は非農地判断について現地で確認を行う事となっております。特にあいさつはありませんので、審議をよろしくお願ひしたい。
----	---

それでは、議事録署名委員についても指名します。4番 藤本委員、5番 黒木委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川氏を指名いたします。

それでは、議案第1号を議題に供したいと思ひます事務局より説明をお願いします。

### 書記 【議案第 1 号について説明】

本件は現在、門川町に住まわれている譲渡人の A さんの農地を〇〇地区の B さんが譲り受ける所有権移転の 3 条申請となります。〇〇地区の方々が A さんのお父さんである C さん名義のときから地元で農地を引き受ける為に何度か相談に来られていましたが、今回、B さんが引き受ける農地について申請が上がって来たものです。今後も〇〇地区から申請がある可能性があります。場所については 7 ページに航空写真を付けていますが、〇〇集落の道路下の茶園となっております。現況については 8 ページに載せていますが、隣の筆と境界が分からない状態でしたので尾形委員と B さんに確認したところ、登記名義人は違うものの、一緒に管理している茶園とのことでした。売買契約を行った後、3 条申請や所有権移転登記をする前に名義人の方が転出してしまい、転出後の住所に連絡をとって見たものの、連絡が付かない状態になったとのことでした。通常の 3 条申請が難しいため、時効取得等の手段を考

えているとのことでしたので、今後の総会で報告が上がる可能性があります。周辺農地も一体的に管理されるとともに、農地面積は 70a ほどありますので下限面積もクリアしています。その他、許可ができない事由等もみあたりませんでした。以上、説明を終わります。

尾形委員

さきほど説明がありましたとおり現地確認に行っていました。隣地の筆名義が違う件についても、事前に売買していたが、隣町に転出した後、登記等の手続きができないまま行方不明になっているとのことでした。茶摘みなど人手が必要な際には、申請人Cさんの息子も日向市から作業にこられていますので特に問題があるようにはおもわれませんでした。

事務局からも説明がありましたが、Aさん所有の農地や山林は地元の人で管理をお願いしたいとのことでしたので、現在集落で話し合いが行われております。今後も案件が上がってくると思いますが、よろしく願います。

会長

ただ今の説明ですが、質疑等があれば願います。  
(異議無しの声あり)

会長

意見無ければ、第4号の案件を許可して良いか挙手を願います。  
(全員挙手)

会長

次は協議報告となっておりますが事務局より説明をお願いします。  
(事務局から非農地判断、農業委員会に関する条例改正関係、視察研修について説明。省略)

会長

それでは、以上をもちまして、諸塚村農業委員会第2回総会を閉会します。

終了:午後5時00分

以上、議事録は、会合の内容と相違ないことを認め、ここに署名します。

平成28年10月25日

議事録署名人

議 長

\_\_\_\_\_

(4番委員)

\_\_\_\_\_

(5番委員)

\_\_\_\_\_